

裁判員裁判と一部無罪等

★第一審

	係属	判決日	罪名	求刑	判決	控訴	特記
1	東京地裁 立川支部	2010年6月9日	強盗致傷罪、窃盗罪、 詐欺罪	懲役7年	一部(詐欺罪)無罪 懲役3年 執行猶予4年 (保護観察)	×	
2	千葉地裁	2010年6月22日	覚せい剤取締法違反 (営利目的輸入)等	懲役12年 罰金600万円	無罪	○	2011年3月30日、東京高裁で破棄自判(懲役10年・罰金600万円) →2012年2月13日、最高裁で無罪
3	東京地裁	2010年7月8日	住居侵入罪、 現住建造物放火罪	懲役7年	一部(現住建造物放火 罪)無罪 懲役1年6月	○	2011年3月29日、東京高裁で破棄差戻し(「類似性のある前科事 件の立証を認めなかった判断は違法」) →上告
4	鹿児島地裁	2010年12月10日	強盗殺人等	死刑	無罪	○	2012年3月10日、73歳の被告人死亡 →3月27日、福岡高裁宮崎支部が公訴棄却決定
5	東京地裁	2011年1月24日	覚せい剤取締法違反 (営利目的輸入)等	懲役13年 罰金700万円	無罪	×	東京地裁判決は「『郵便物を受け取って渡すように知人に頼まれ た』とする被告人の弁解を排斥するに足りる証拠はない」とした上 で「郵便物の中身を覚せい剤だと認識しながら受け取ったとす るには疑問が残る」と判断
6	大阪地裁	2011年1月28日	覚せい剤取締法違反 (営利目的輸入)等	懲役18年 罰金800万円	無罪	○	共犯者に対する2010年3月の裁判員裁判では、同じ裁判長が本 件と異なる事実認定をしたうえで有罪を言い渡していたが、本件 では、その共犯者(有罪が確定)の供述の信用性が否定された →2012年3月2日、大阪高裁が無罪判決を破棄差戻し →上告
7	静岡地裁 浜松支部	2011年2月2日	殺人罪	懲役13年	無罪	×	正当防衛の成立が認められた
8	福岡地裁	2011年3月18日	現住建造物放火罪、 建造物等以外放火罪	懲役7年	一部(建造物等以外放 火罪)無罪 懲役4年	○	被告人側控訴 →11月2日、福岡高裁は現住建造物放火罪についても無罪 →検察側、上告
9	神戸地裁	2011年5月24日	強盗致傷罪	懲役8年	無罪	×	
10	千葉地裁	2011年6月17日	覚せい剤取締法違反 (営利目的輸入)等	懲役13年 罰金700万円	無罪	○	2012年4月4日、東京高裁が一審無罪判決を破棄、懲役10年・罰 金500万円の逆転有罪判決 →上告

裁判員裁判と一部無罪等

11	東京地裁	2011年7月1日	覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等	懲役15年 罰金800万円	無罪	○	2012年12月8日、東京高裁で逆転有罪(懲役12年、罰金600万円)→上告
12	大阪地裁	2011年7月22日	傷害致死罪	懲役4年	無罪	×	誤想防衛の成立が認められた
13	東京地裁	2011年8月26日	殺人未遂罪、 大麻取締法違反(所持)	懲役8年	一部(大麻取締法違反) 無罪 懲役5年		
14	仙台地裁	2011年9月16日	殺人罪	懲役13年	無罪	○	仙台地裁での審理は東日本大震災が発生して中断し、新たに裁判員を選任して再開。
15	仙台地裁	2011年10月6日	殺人罪	区分審理 (無期懲役)	(区分審理1件目について)無罪	○	区分審理2件目(強盗殺人罪の幫助)、区分審理3件目(殺人罪)は無罪 求刑どおりの判決だが、12月22日、検察側が控訴
16	東京地裁	2011年10月24日	傷害致死罪	求刑5年	無罪	×	正当防衛の成立が認められた
17	千葉地裁	2011年12月9日	覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等	懲役13年 罰金700万円	無罪	○	
18	千葉地裁	2012年1月30日	覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等	懲役15年 罰金800万円	一部無罪 懲役8年 罰金300万円		
19	神戸地裁	2012年2月10日	組織犯罪処罰法違反(組織的殺人)	懲役25年	無罪	○	共謀があったかどうかにか合理的疑いが残るという判断
20	奈良地裁	2012年2月28日	殺人、特別公務員暴行 陵虐致死	懲役6年	無罪	○	付審判決定を経た裁判員裁判(被告人2人) 警察官の発砲を殺人罪で審理した例は過去になく、争点は殺意の有無と発砲の正当性
21	東京地裁	2012年3月12日	覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等	懲役14年 罰金800万円	無罪	○	覚せい剤密輸事件としては異例の約1か月半の長期審理
22	大阪地裁	2012年3月16日	傷害致死、自動車運転 過失致死等	懲役5年	無罪		自動車運転過失致死の訴因を予備的に追加 正当防衛の成立が認められた 道交法違反(ひき逃げ)については罰金5万円

裁判員裁判と一部無罪等

23	新潟地裁	2012年3月16日	保護責任者遺棄致死罪	懲役5年	無罪	×	検察審査会の議決を受けて検察が起訴した初の裁判員裁判
----	------	------------	------------	------	----	---	----------------------------

★控訴審

	係属	判決日	罪名	求刑	判決	上告	特記
1	仙台高裁	2011年7月19日	強盗殺人罪等	懲役15年	破棄差戻し	○	2012年3月5日、最高裁が上告棄却(強盗致死罪等を適用し懲役15年とした裁判員裁判の一審仙台地裁判決を破棄し、審理を差し戻した二審仙台高裁判決確定) 裁判員裁判で差戻しが確定するのは初めて
2	大阪高裁	2011年8月31日	強制わいせつ致傷罪、監禁罪	懲役4年	一部(監禁罪)無罪 懲役3年		求刑どおり懲役4年の有罪判決を言い渡した一審大阪地裁の裁判員裁判判決を破棄、監禁罪については無罪とした
3	福岡高裁	2011年10月18日	殺人罪	懲役6年	無罪	×	心神耗弱を認め有罪とした一審大分地裁の裁判員裁判判決(懲役3年保護観察付き執行猶予5年(求刑6年))を破棄、心神喪失を認め、全面無罪とした 11月2日、無罪判決確定
4	福岡高裁	2011年11月2日	現住建造物等放火罪		無罪	○	一審福岡地裁(裁判員裁判)では、現住建造物放火罪・建造物等以外放火罪のうち、建造物等以外放火罪は無罪、現住建造物等放火罪は懲役4年の有罪を言い渡した →11月15日、福岡高検が上告
5	広島高裁	2012年4月10日	保護責任者遺棄致死罪		破棄差戻し		一審の判断には明らかな事実誤認があるとして、保護責任者遺棄致死罪の成立を認めた一審判決を破棄、審理を広島地裁に差し戻した

★上告審

	係属	判決日	罪名	求刑	判決	特記
1	最高裁	2012年2月13日	覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)等	懲役12年 罰金600万円	無罪	一審(千葉地裁、2010年6月22日)は裁判員裁判で初の全面無罪、控訴審(東京高裁、2011年3月30日)は破棄自判で逆転有罪